

意見書

平成 16 年 12 月 16 日

情報通信審議会

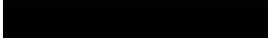
電気通信事業部会長 殿

ゆうびんばんごう
郵便番号 103 - 0015

とうきょうとちゅうおうくにはんばしはこざきちょう
東京都中央区日本橋箱崎町 24 - 1

そふとばんくびーびーかぶしかいしゃ
ソフトバンクBB株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう そん まさよし
代表取締役社長 孫 正義

メールアドレス： 

情報通信審議会議事規則第5条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成16年11月26日付け情審通第111号の4で公告された接続約款の変更案に関し、別紙の通り意見を提出します。

別紙

1. NTT 東西料金設定呼に関するトランクポート利用分の控除について

今回の接続約款変更案においては、トランクポートに係る料金は、すべて接続事業者の負担となっています。しかし、NTT 東西料金設定呼については NTT 東西が自社のために設備を使用することになり、当然 NTT 東西がトラヒック比等に応じて負担すべきであると考えます。

2. 建設申込み手続き期間の短縮について

当社は先の意見書（「平成 17 年度以降の接続料算定の在り方」答申案に関する意見）において、「トランクポートの余剰回線削減のためには、個別負担化よりも工事完了までの手続きとスケジュールを見直すことが先決である」と工期の短縮を要望いたしました。今回、定期申込み工事の建設申込み期限が現行 9 ヶ月前から 6 ヶ月前に 3 ヶ月短縮されたことを歓迎いたします。

この期間短縮については、今回の接続約款変更の認可の時期にかかわらず、できるだけ早期に実施されることを要望いたします。

以上